

生食発0428第7号
令和5年4月28日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改正について（通知）」

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月内閣官房等関係省庁）等を踏まえ、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正するとともに、別添3及び4のとおり関係省庁及び地方公共団体に通知しました。

貴協会におかれましても、改正後のガイドラインについて、会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- 別添1：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（改正後）
- 別添2：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表
- 別添3：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（令和5年4月28日生食発0428第5号各都道府県知事あて）
- 別添4：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（令和5年4月28日生食発0428第6号各省庁契約担当部局長あて）